

かがわ工賃向上指針

1 趣旨

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、さらに新型コロナウイルス感染症による影響がある中で、一般就労が困難である方の福祉的就労における工賃の水準が向上するように、支援していく必要があります。

このため、県では、平成24年10月に「かがわ工賃向上指針」を策定し、以降3年毎に見直しを行い、就労継続支援B型事業所の工賃向上に取り組むとともに、平成25年4月から施行された「国等による障害者就労事業者等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、県自らも、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進に積極的に取り組んできたところです。

本指針は、今後も、障害者が地域で自立した生活を送るためには工賃向上への継続的な取り組みが重要であることから、新たな工賃向上指針を策定し、引き続き取り組んでいくこととするものです。

なお、この新たな工賃向上指針は、「第6期かがわ障害者プラン」（計画期間：令和3年度～令和5年度）に基づき、工賃向上に取り組むための具体的指針を示すものであるとともに、国が定める『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針に沿って、県としての目標工賃や取り組むべき具体的な方策を定めるものです。

2 実施期間及び対象事業所

(1) 実施期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

(2) 対象事業所

就労継続支援B型事業所

3 目標工賃

県内の就労継続支援B型事業所の利用者の平均工賃月額および時間額について、年度ごとに、次に掲げる金額を目標工賃として設定します。

	<月額>	<時間額>
令和3年度	17,500円	235円
令和4年度	18,400円	247円
令和5年度	19,300円	259円

4 事業者の役割

就労継続支援B型は、一般就労が困難な障害者などに対して、生産活動などの機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などの支援を行うサービスです。

したがって、就労継続支援B型事業者（以下「事業者」という。）においては、企業のように利益追求を第一に考えるのではなく、例えば、障害者が自らのペースで生きがいを持って働くことを重視するという方針に基づいて事業所を運営していくことも選択肢の一つではあります。

一方で、現状においては、工賃は依然として十分とはいえない状況にあります。これまでの取組みにより、この3年間で県内の支払い工賃実績は上昇していますが、障害者が地域で自立した生活を送るためには、今後も引き続き、工賃向上に取り組んでいく必要があります。

このため、事業者においては、自らの現状や課題を把握し、工賃向上に向けて、職員の意思統一を図り、令和3年度から令和5年度までの3年間の工賃向上計画を策定し、それに基づいて生産活動に係る事業を進めていくとともに、必要に応じて、企業的な販売戦略や経営手法を積極的に活用し、効率的な生産体制の整備や、効果的な販売等に取り組んでいくことが求められます。

5 県の支援

県は、各事業者による工賃向上への取組みが効果的に実施されるよう、次に掲げる事業により、積極的に支援します。

(1) 専門家派遣事業

工賃向上に取り組む事業者に対して、新分野進出や販路開拓等のノウハウを持つアドバイザーを派遣し、各事業者の工賃向上計画における戦略方針の決定を後押し

ます。

また、派遣に当たっては、事業拡大に向け具体的課題に直面している事業者や、より収益の高い生産活動へのシフトを検討している事業者など、専門家のノウハウ等を導入することでより大きな効果が期待されるものを重視し、支援を必要とする事業者と専門家の効果的なマッチングに努めます。

(2) 研修事業

各事業者を対象に、工賃向上の多くに共通する課題等をテーマとして、先進事例の紹介や専門的情報の提供、ノウハウの習得・共有などに資する研修会等を開催し、企業的経営への意識改革や職員の育成を支援します。

また、新規の事業所や、目標工賃に達成していない事業所に対しては、積極的に参加を促します。

(3) 特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会（以下「SEL P」という。）

における共同受注窓口の効果的な運用

事業所の商品や役務等の共同受注、販路拡大、競争力やブランド力のある商品の開発、工賃向上に関する情報収集やその提供などを担う、工賃向上の中核的組織であるSEL Pに設けている共同受注窓口の効果的な運用を図るとともに、コーディネーターの人材育成に努めます。

① 共同受注システム

SEL Pが共同受注窓口となって商品や役務等を受注することにより、商品や業務の質を保証するとともに、大きなロットの発注についてもSEL P加入の事業者が共同で対応します。さらにWebサイト「ヨロコビ」により情報発信等を行い、引き続き、共同受注システムを効果的に運用し、周知を行うことで、更なる受注拡大を目指します。

また、今後もWebサイトを活用した受注、発送、集金等のシステムの運用により効果的な事務処理を行い、事業者の負担軽減を図ります。

(業務の例) 清掃、草刈り、農作業支援

ヨロコビ (<http://www.yorokobi-selp.com/>)

② オンラインショップ

オンラインショップ「よろこびS A N U K I」の運用により、障害者就労施設で作られた商品の情報の提供や販売を行うことで、受注開拓や販路拡大に努めます。

よろこびS A N U K I (<https://yorokobi.shopselect.net/>)

③ 新商品開発

次の開発コンセプトに基づいたS E L Pのオリジナル商品を開発し、各事業者が得意分野を分担して商品づくりに携わることにより、障害者の新たな仕事を生み出します。

<開発コンセプト>

- ・競争力やブランド力のある商品の開発
- ・厳選された香川県産品を中心とした素材による商品の開発
- ・人に喜ばれ、障害者に働くよろこびを感じさせ、生きがいを与えることができる商品の開発

④ 共同販売及び販売機会開拓の促進

障害者就労施設等で製造した商品の紹介や販売機会の開拓、また、障害者就労施設等の理解促進のため、共同販売会の開催を支援します。

⑤ 専門家派遣事業

共同受注窓口であるS E L Pに登録している事業者が取り組む事業において、技術的な指導を受けるため、事業者が希望する専門家の派遣を行うことにより、提供可能な商品等を増やし、品質を向上させることで、共同受注の拡大を図り、工賃向上に積極的に取り組む事業者を支援します。

⑥ 農福連携の促進

農作業の依頼は多数あり、ニーズは高い一方で、農作業に対応できる事業所が不足している現状であることから、農作業を引き受けられる事業所の増加を図り、農福連携を促進します。また、農作業について支援に必要となる農福連携ジョブコーチを派遣し、利用者や職員への支援や助言を行います。

(4) 官公需等による受注の推進

① 県による受注の推進及び普及啓発

障害者優先調達推進法に基づく物品及び役務の調達の推進を図るため、県の各機関に対して、障害者就労施設等が供給できる商品や役務等に関する情報提供等を積極的に行います。

また、障害者就労施設等から物品等の調達が見込める事業の有無や、定期的な発注の検討等について、県の各機関へ協力を求めるため、各所属ごとにハートフル推進員（優先調達推進員）を選出し、情報提供やアイデア収集等を行うことにより、優先調達を効果的に推進します。さらに、ハートフル推進員を対象とした説明会を開催し、優先調達や共同受注窓口の役割等について周知するとともに、障害者就労施設等への発注について協力の呼びかけを行います。

また、工賃向上指針が平成24年度に策定され約10年が経つため、庁内向けに「ナイスハート通信」を作成し、障害者の工賃向上の理解促進に向けて県職員向けに普及・啓発を行います。

② 市町による受注の推進

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町においても工賃向上に向けた事業者の取組みを積極的に支援するよう協力を依頼します。県や市町の工賃向上に向けた取り組み事例について情報共有を行う場を設け、市町との連携を図ります。

③ 企業との連携による支援

官公庁だけでなく、一般の事業所や個人等に対しても、必要な情報提供を積極的に行い、必要に応じて販売促進への取り組みも行います。

6 進捗管理

目標工賃の達成状況等は毎年度調査し、県のホームページで公表します。

7 評価と見直し

県は、各年度において、事業者から工賃実績額の報告を受けるとともに、工賃向上計画の進捗度合や取組状況を把握し、必要なアドバイスや情報提供を行います。

また、計画に沿った事業の進捗状況や進捗に応じて発生する新たな課題などを把握し、所要の計画の見直しを行います。

～ P D C A サイクルに沿う事業の実施 ～

